

「片瀬海岸3丁目9番先における津波避難施設整備事業説明会」議事録

日時 2023年12月23日(土) 午前10:00～11:40

場所 片瀬しおさいセンター 1階体育室

説明者側出席者 藤沢市防災安全部長

防災政策課 6人

公共建築課 2人

片瀬市民センター 2人

神奈川県河港課 2人

危機管理防災課 2人

株式会社土屋建築研究所 2人 計17人

参加者(市民) 14人

開会の挨拶

<藤沢市(進行)>

皆様おはようございます。それでは定刻になりましたので、第7回「片瀬海岸3丁目における津波避難施設について」説明会を開催したいと思います。ご来場の皆様お忙しいところ、また年末のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

まず開会の前に資料の確認をさせていただきたいと思います。椅子の上のバインダーに挟んであるものが資料になります。上から順に、受付表、次第、神奈川県からの資料1(こちらは全7ページ)、A3サイズの両面印刷で資料2-1から2-4まで、続きましてA4両面刷り参考資料、資料3としまして、片瀬海岸3丁目における津波避難施設の整備について(回答)となります。

不足等がありましたら、挙手のほどお願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次にお願い事項が二点ございます。まず一つ目、本説明会の記録のため写真撮影及び録音の許可をお願いいたします。二つ目ですねお手元にあります受付表にブロック名、お名前を記載し、本説明会終了後に資料はお持ちになっていただき、受付表はそのまま椅子の上に置きご退席をお願いします。ご異議のある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか、ありがとうございます。

次にですね、本説明会の参加機関のご紹介をいたします。読み上げのみさせていただきます。まず市側のほうから、防災政策課、公共建築課、片瀬市民センター、基本構想から実施設計までの委託業者の土屋建築研究所、最後に津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書を所管しております神奈川県危機管理防災課、データの算出をいたしました河港課、県のほうからもお越しをいただいております。

それでは、次第に沿って進行を進めたいと思います。発言される方は所属、お名前をお願いいたします。

まず司会進行を務めさせていただきます防災政策課の〇〇と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは次第2. 基準水位の説明を神奈川県からお願いいたします。

なお、質疑応答は、次第4、全ての説明終了後に時間を取りますのでそれまでお待ちください。

それでは神奈川県ご説明をお願いいたします。

<神奈川県（河港課）>

はい、神奈川県河港課の〇〇と申します。よろしくお願ひします。

では、座って説明させていただきます。

津波浸水想定及び基準水位の概要について説明させていただきます。

東日本大震災を受け、国では想定外をなくすという考えのもと、日本沿岸に影響を与える地震の見直しを行っております。県では国から提供された地震に関する知見を受けて、津波防災地域づくりに関する法律に基づいて津波浸水想定図を平成27年に公表しています。津波浸水想定では、記載の九つの地震を対象に、津波浸水シミュレーションを実施しております。

地震を整理した資料については、津波浸水想定図を作成した時点の資料となっております。地震の発生確率等については、見直されている地震もありますが、地震の規模については現在まで見直されておられません。

次にシミュレーションの手法について、説明させていただきます。

シミュレーションは国の手引きどおり、非線形長波理論に基づいて行っており、初期水位のもとで、外洋から沿岸への津波の伝播、沿岸から陸上への津波の遡上の一連の過程が連続して再現できる手法となっています。

右の数式ですが、基礎方程式となる連続式と運動方程式と呼ばれているものを採用し使っております。

次に津波浸水想定図作成の流れについて説明させていただきます。

津波浸水予測図と津波浸水想定図の作成にわかれており、まず津波浸水予測図の作成について、九つの地震に対して津波浸水シミュレーションを実施します。シミュレーションの結果から、浸水域と最大浸水深が最大となるよう、津波予測図を作成しています。この下のグラフは藤沢市で津波が最大となる箇所を参考として記載しています。この最大となる浸水深を基にし、整理をしております。

次に津波浸水想定図の作成について説明します。

浸水深または浸水域のいずれかが最大となった五つの地震の浸水予測図を基に、浸水深及び浸水域が最大となるよう重ね合わせて、浸水想定図を作成しています。こういった形のイメージですね。着色部は浸水範囲、色は浸水深となっており、最大クラスと考えられる津波が発生した場合でも浸水が想定されない区域や、最大の浸水がわかるよう、浸水想定図を作成しています。

次に基準水位について説明します。

基準水位は津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等に衝突する津波の水位上昇を考慮して、必要と認められる値を加えて定める水位とされており、津波が建物に衝突した水位の上昇分を考慮した水位となっています。

実際に建物をモデル化しているわけではなく、基本となる浸水深に流速から求めるせり上りを加えた値となっています。

続いて、シミュレーション結果について説明します。

シミュレーションの結果、藤沢市では、相模トラフ沿いの海溝型地震西側モデルの影響が大きいことがわかりました。津波避難施設付近の浸水深は2.7 mから3.3 mとなり、基準水位は2.8 mから3.4 mとなっています。

参考となりますが、シミュレーション結果を基に基準水位の計算方法について説明させていただきます。

浸水深等は、藤沢市に影響の大きい相模トラフ西側モデルのシミュレーション結果となっています。津波避難施設付近では、基準水位が最大で3.0m、基準水位が3.2mとなる箇所で計算してみると、浸水深3.0m、最大流速秒速2.3mを計算式で計算すると、基準水位は3.3mとなり、せり上がりは30センチ程度となる計算となります。

今回、基準水位を最大浸水深と最大流速により計算しているため、基準水位より若干大きくなっておりますが、実際の基準水位は、時系列で最大となる数値を採用しているため多少この3.2mと3.3mというところに違いが出ております。

以上が津波浸水想定と基準水位の概要となります。

<藤沢市（進行）>

神奈川県ありがとうございます。基準水位等についてのご説明をいただきました。

続きまして次第の3、基本・実施設計の進捗状況の説明となります。それでは藤沢市のほうからよろしく願いいたします。

（準備しますので、お待ちください。）

<藤沢市（防災政策課）>

こんにちは、防災政策課の〇〇と申します。座らせて説明させていただきます。

こちらは現在コンサルによりまして、基本・実施設計の委託業務をしており、2月に竣工になります。そのことから、今回最終的な実施設計としての報告になります。

まず皆さんのお手元の資料の2-1をご覧ください。

1は、施設のイメージパースになります。こちら鳥瞰図で表しております。今までの基本設計と多少変わっている部分としては、こちらの部分、これが少し伸びているような状況になりまして、目隠しが少し増えたような状況になります。あとは大きくは変わっておりません。

また、施設整備の経緯に関しましては、書いてあるとおりですが、平成23年の3月11日に発生しました東日本大震災の津波が想定外だったことも含め

まして、まず法律の見直しを図っております。法律の見直しを図り、その見直した結果を、国、県で、それぞれ10m格子の場所で一番高い津波の影響を受ける高さを出しております。浸水深として県のほうは、神奈川県沿岸部全域を出しております。藤沢市は津波災害警戒区域に指定されておりますので、さらにそこからせき上げを含めた基準水位というもので、最大の高さが公表されております。この数字をもって、藤沢市のほうは計画をしているという状況になります。

続きまして3、想定津波の概要ですが、こちらは先ほども県で説明しましたが、まず九つの地震を、国が出しまして、その中から神奈川県で関わるものを五つ抽出しております。この五つの中で、藤沢市における一番高いものが、相模トラフ海溝型地震の西側モデルになり、こちらが江の島の東沖合30mのところでは11.5m、これが藤沢市の中で一番大きい津波とされており、これに基づいて計画をしているところでございます。

こちらに関しましては、相模トラフ海溝型地震西側モデルの概要になり、マグニチュードが8.7になります。なお、この表で前回の報告と違っているところがあります。西側モデルの30年以内の発生する確率について、前回までは、「ほぼ0%」とさせていただきました。現在も藤沢市の計画では、「ほぼ0%」なんです。令和5年に国が、今まで別々にしていた西側モデルと中央モデルを一緒にし、「0から6%」と改定をし、この改定を受け神奈川県も11月に県の地域防災計画を改定しております。藤沢市はこれに準じて今年度の中で、計画を改定する予定でおります。現在のところは「ほぼ0%」ですが今年度中には、西側モデルというのが消えて、「0から6%」という表記になる予定です。

続きまして、(2)の想定津波の水位変動及び到達時間につきましてですが、こちらは先ほども県で説明しましたが、西側モデルを表しております。12分後には一番高い11.5mが来るというような状況になります。その後も2mから4mぐらいの津波が来るような状況になります。

続きまして(3)の最大津波高及び浸水深に関しまして、いろんな方の誤解もあるようですのでご説明をさせていただきます。

現在地はこちらになります。先ほどお話したように、藤沢市の中では、西側モデルで一番高いところは江の島の沖合11.5m、約12分で来ます。皆さ

んに一番影響されるものはこちらで、藤沢海岸、皆さんのほうでは片瀬西浜海岸というほうがわかりやすいと思いますが、こちらで8.8mの高さの津波が8分できます。江の島の津波が藤沢海岸に来るのではなく、それぞれ別のものになります。

また、現地は川沿いでもありますので川の遡上の影響も出てきます。こちらに関しましては、7.9mで11分のところで遡上してきます。それぞれ別の一番高い高さを表しています。

続きまして資料2-2をご覧ください。こちらのほうの図面になります。

あくまでイメージ図になりますが、皆さんによりわかりやすくしたいということで作らせていただいた図面になります。

先ほどお話しした県からの基準水位、これが10mの格子ごとにありますので、海と計画地と川を直線で結んだ各地点の高さを表したものになります。先ほどの江の島の沖合は11.5m、これは江の島ですので、直接この線には関係してこないものですが、左に表記しております。また境川河口の漁港に関しましては7.9mになり、右に表記しております。

図面に関しましては、藤沢海岸で、8.8mの最大の津波が来ます。これが134号線で、関東大震災の教訓も含めて、防潮効果を持たせ、約7mの高さがあります。ここで波がぶつかり、せり上がりが生じます。図では、浸水深が水色で、基準水位が緑色で表しております。海からの基準水位（緑色部分）は、おおむね小田急線のところで静まってきます。また、計画地は川からの影響が強く、漁港で7.9mが河口で7.4mになり、西浜橋の上流で約6.1mとなります。この津波が、防波堤を壊し流れてきまして、流速を持った津波が流れ込んできます。計画地は標高で5.6m、地盤からの高さ3.4mになります。法律的なところでは、この3.4m以上が避難可能な高さになります。藤沢市ではさらにこの高さから、漂流物の影響も検討し、この地区で流れてくるものとして、破損した家や、大型のトラック等も含めた車や、電車、ロマンスカーや船なども考慮しています。なお、川からの遡上で流れてくる船については、水の上を浮いていますので、高さを持って流れてくるという状況になり、影響が最も大きいものになり、喫水の関係で大型の船は来ませんが、中型程度の高さ2m前後ぐらいの船が流れてくる可能性があります。これらの可能性を考慮し、先ほどの3.4mにさらに2mを加えたうえで、皆様の更なる

安全を確保するため、想定する避難者730人が待機できる面積を確保した一番高い高さ1.65mを加えて、3.4mに3.65mを加えた地盤からの高さ7.05m、標高で9.4mとし計画をしております。これは藤沢海岸の最大の津波高8.8mよりも高く計画していて、皆様の安心安全を図れるよう計画をしております。説明は以上になります。

<藤沢市（公共建築課）>

ここからは私のほうで説明をさせていただきます。私は藤沢市公共建築課の〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。座って説明をさせていただきます。

説明に使わせていただく資料でございますけれども、右上に資料2-3という資料でございます。こちらのほうを使って説明をさせていただきます。

まずタイトルの下ですね、こちらの下に記載がございますけれども基本設計、あるいは実施設計にあたりましては、東日本大震災での津波の被害、こういったことを踏まえまして、定められた法律や基準等を基本に基本構想の成果を踏まえて、基本・実施設計を進めてきたというところでございます。

続きまして、その下側の計画概要の説明でございます。

こちらですね計画地や、敷地面積、建物概要などが記載しているところでございます。一つ肝となるところといたしましては、今回この建物は鉄骨造の2階建てで計画しているところでございます。

最上階の床面積は、440㎡で計画しているところでございます。そこに733名の方、右に案内図がございますけれども、赤枠で囲っている対象範囲、この方々が最上階に避難できる計画で進めているところでございます。

なお、これまでの説明会の中では、延べ床面積が717㎡よりも若干下回る数値が出ていたかと思えます。細かい話ですが、南側のルーバーを増やしたことによる床面積の増というのが原因でございます。建物そのものが大きくなったというものではございません。

続きまして、基本設計のコンセプトをご覧ください。

基本構想の考え方を踏襲しまして、コンセプトとしては三つ掲げております。

一つ目のコンセプトでございますけれども、先ほど申し上げた図面の赤枠の範囲の方々を、最上階の床に避難できるように、というところをコンセプトの一つ目としております。

また、二つ目のコンセプトでございますけれども、この津波避難施設が建築されましたら、この場を防災訓練などの実施をとおして、防災意識、こういったものを育成する場となるような施設にしたいというところを考えているところでございます。

三つ目でございますけれども、構造が鉄骨造としていることから、どうしても無機質な印象を与えてしまうというものがございます。周辺の住環境に馴染むよう配慮した計画としたいという考えで計画を進めております。

続きまして3. 主な設備等をご覧ください。

ご覧いただいたとおりのところですが、階段とスロープを一つずつ設置し、そこには夜になるとぼんやりと光を放つような畜光材を使用し、より避難がしやすくなるような設計としているところでございます。

また、非常照明を設けるとともに、備蓄倉庫を中間階に配置し、中間階には多機能トイレが1ヶ所と、組み立て式のトイレ設置スペース8ヶ所分を計画しているというものでございます。

続きまして資料2-3右側、4. 津波避難行動の想定というところでございます。

先ほど説明があった津波の到達する時間や基準水位を踏まえ、建物の計画を進めてきたところで、避難するためにどのぐらいの時間がかかるかというところの説明を記載したものでございます。

計画地を中心とした絵が記載されております。カラフルなこの図面です。こちらの図面は、津波避難施設までの距離を示したものでございます。距離によって色を変えております。津波避難施設を利用される方の範囲としましては、直線距離で概ね210mの範囲の中に収まっているという状況でございます。しかし津波避難施設まで到達するためには、当然のことながら道路は一直線に避難施設に伸びているわけではございませんので、この折れ曲がりや踏まえた上で避難距離というものを想定しており、想定している最大の歩行距離が約300mで想定しているところでございます。国などから示されている数字といたしまして、成人の歩行速度は通常ですと1秒間に1.5mほど進むというよ

うな資料が出されておりますが、今回の避難にあたりましては、ご高齢の方や、群衆での歩行などを考慮する必要がありますことから、1秒間に1mの想定で計画しております。これらを踏まえ、避難施設までにかかる時間は、エリアの一番端の方でも最大で約5分ほどであろうと想定し計画を進めてまいりました。具体的には、図の中心にごございます黄色を表示したところ42mの範囲について歩行距離としては約60mとなり、歩行時間として1分間かかる範囲を示しております。同じように緑は約2分間、水色で示しているところが約3分間、と色の表示で分けているというところでございます。

また、階段やスロープを選択しながら地上から一番上の階まで登ってくわけですけれども、そこでの昇降時間としては、スロープであれば1分半、階段であれば30秒ほどと想定し計画しています。その結果、最上階の避難床到達時間は、避難開始から最大で6分30秒要するであろうという計画になります。

続きまして5. ユニバーサルデザインでございます。

こちらは、ご覧いただいたとおりのところでございますので、説明を省略させていただきます。

6. 環境配慮です。

こちらもご覧いただいたとおりです。

続きまして、7. 事業スケジュールでございます。

記載しているとおりに進めているところでございます。今年度におきましては、基本設計をより具体化させ、実施設計という作業を進めているところで、この作業が終了する予定で、その後令和6年度から工事を開始し、令和8年度には利用ができるよう進めております。

続いて裏面をご覧ください。平面図などが書かれております。地上平面図、中間階平面図、屋上階避難床平面図を記載しております。中間階に紫色で表示している避難床を計画するとともに、備蓄資機材を保管するための倉庫、多機能型のトイレを1ヶ所計画しております。

中間階にも、238名の方が避難できる計画としているところでございますけれども、冒頭で申し上げたとおり最上階に避難することを前提としているというところでございます。

また、字が若干見にくくて申し訳ございませんが、スロープはバリアフリーの観点から勾配としては12分の1の勾配にするとともに、2mの幅で計画しています。

なお通常の状態は、この施設は施錠しております。避難時には一部を破壊して鍵を開けて侵入していただくという作りとして設計しているところでございます。

下の立面図をご覧ください。

中間階の高さ4.05m、最上階の床面7.05mで計画を進めているところでございます。中間階の床の高さは、最大の津波の高さ（基準水位）よりも約65cm高く、最上階の床は、約3.65m高い位置にございます。

以上で計画の説明を終わらせていただきます。

<藤沢市（進行）>

ありがとうございます。引き続き参考資料、こちらのほうの説明をさせていただきたいと思っております。お願いします。

<藤沢市（防災政策課）>

参考資料に関しましては、参考として見てください。

言葉が難しいところがありますので、そこら辺を説明させていただくようなものとして添付させていただきました。

①浸水域について、こちらは海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域、これが浸水域になります。続きまして②の浸水深につきましては、陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面からの水面の高さになります。計画地は浸水深で3.2mになり、そこにせき上げがあり基準水位として3.4mとなり、津波の高さが一番高い位置になります。③の最大津波の高さは、海岸線から沖合約30mの地点における津波水位の最大値で示しています。こちらは標高で示しております。

なお気象庁に関しましては、津波の高さは平常潮位（津波がなかった場合の同じ時刻の潮位）からの高さで、最大の津波高さとは基準が異なります。東京湾の平均海面、これがT.P.+-mで表し、標高という形になります。

先ほどもお話ししましたが、浸水深に関しては地盤からの高さで、法律的に表記しております。その辺で誤解を招くようなところがありますので、図面をつけさせていただきました。

また、先ほど説明したように気象庁では言い方が変わり、捉え方が違ってきます。津波の高さに関しましては、検測所で測られた高さであり、先ほど説明した浸水深は地盤からの高さですが、気象庁の痕跡高は標高からの高さになりますので、ご注意ください。

また、先ほどもご説明しましたが、津波が来まして一番高いところ、これが浸水深になり、この浸水深から建物等にぶつかって上がる高さ（せき上げ）が基準水位になります。この高さが、避難者を収容する避難床等に必要な高さを明確化するための目安（基準）となる水位として法律で決められています。

このことから、法律的なところでは、計画地は3.4 m以上であれば良いというような状況になります。

参考資料としては以上になります。

<藤沢市（進行）>

ありがとうございました。引き続き次第4。前回7月に実施しました、第6回説明会でいただきましたご意見に対する回答となります。お願いいたします。

<藤沢市（防災政策課）>

7月26日に、西浜町内会B・Dブロックを中心に住民説明会をさせていただきました。この中で質問がありまして、後で回答をするという形になりましたので、これに関しましてご説明します。

なお、回答につきましては、事前に西浜町内会のほうから皆さんのほうに、藤沢市からの回答として、B・Dブロックに全戸配布していただいている状況ではありますが、この場でも説明させていただきます。

回答1としましては、当該地の基準水位算出における第三者の検証の要望について、この回答としましては、基準水位の算出にあたりましては、これまでも住民説明会でご説明しているとおり、津波防災地域づくりに関する法律、平成23年法律123号に規定する基本指針をもとに都道府県が国の示す基礎調

査の結果を踏まえて設定するものとなります。第三者が再算出を行った場合も、関係機関へ確認したところ、国の指針や県の基礎調査のデータを使用して、国の統一のマニュアルから算出されることから、同じ数値が算出されるとの確認が取れました。このことから、第三者への検証は実施しないということで回答をしております。なお、関係機関に関しましては国土交通省、神奈川県、設計事業者、学識経験者などにそれぞれ確認をしているところでございます。

なお、これに関しましては、12月11日付で、藤沢市に「津波避難タワー専門のコンサルティング会社に安全な高さの調査依頼の陳情」というものが提出され、藤沢市議会の中で、必要がないという見解で了承とされております。

< 藤沢市（公共建築課） >

続きまして回答2の説明になります。

スクリーンに映し出しておりますけれども、スロープ位置変更による検討結果についてというものでございます。

ご質問の意図について、改めてご説明させていただきますが、スクリーンに映し出している日影図をご覧ください。上が現計画で、下が、施設を180度回転させたものを映しております。

まずこのご質問は、この計画にはスロープがございまして、これは反転した計画ですが、元々左下にあったスロープが、反転することで北側にもっていけば、日影に影響する範囲が狭くなり、建物の高さが上げられるのではないかというご意向でございます。

その結果をご報告させていただきます。

まず、日影図の対象とする日影の範囲ですが、建築基準法に基づいて検討したものでございます。

建築基準法上の日影規制は、敷地境界線から5mの範囲の点線、内側の楕円と、外側の境界線から10mの範囲の点線で、この範囲の中に2時間以上の日影、3時間以上日影が収まっているかどうかという検討をするものでございます。

現計画との日影図でございますが、内側の点線、敷地境界線から5mの範囲でございます。ここのAの範囲ですけれども、ご覧いただいているとおり、3時間以上影になる範囲がかなりギリギリのところでございます。当然のことながらこれを超えると、建築基準法では建ててはいけない高さになります。今回の計画は、日影の規制としては、かなり迫った高さまで上げております。一方下の図をご覧いただきたいのですが、スロープの位置を北側にした結果、ご質問いただいた方の言うとおりの、若干やはり日影の範囲は、この5mに迫っており、狭くはなっております。ただし、この建物そのものを大きく高く上げるほど、劇的に変化するものではなく、同じく、図中のBについても同様でございます。ここのスロープの高さを下げた部分でできたことで、日影の範囲は薄く狭くなったものではございますが、Aの部分と同様に、建物の高さが劇的に上がるというような状況にはならなかったというものになります。

この資料については、このことをお示したのようになります。私のほうからの説明は以上でございます。

< 藤沢市（進行） >

ありがとうございます。それではこれから質疑応答に移ってまいります。

本説明会を円滑に進行するために、皆様と共通認識を持ちたいと思っております。本事業の根幹となりますことから、藤沢市のほうから神奈川県にご質問させていただきます。

質問は二点ございます。

一点目、先ほど話がありましたが、今月、藤沢市議会において本事業における陳情というものがございました。この中で陳情者の方から、浸水深について神奈川県に確認したところ、浸水深については、津波が暴れて収まったときの浸水深で、がれきや土砂が蓄積した数値であるというようなご発言がございました。この認識でまず誤りがないか、ここのところをご質問させていただきたいと思っております。

< 神奈川県（河港課） >

神奈川県、〇〇と申します。ご質問の件ですが、先ほど説明したとおり、浸水深は津波による浸水深が最大となったところをとっております。収まった

所の高さではありません。こちらに來られて説明した際に、流速がほとんどなくなつて、基準水位と浸水深が近いというようなご説明をさせていただきましたので、そこら辺を勘違いされたのかなと思つております。

<藤沢市（進行）>

ありがとうございます。ということで、この認識には誤りがあったということになろうかと思つます。

次、二点目です。津波の高さについて共通の認識も持ちたいと思つております。

神奈川県で津波災害警戒区域の指定の公示にかかる図書を公表していただきまして、その図書中には、法に基づく水位で、津波発生時における避難施設の避難所有効な高さ等の基準となるもの、これが基準水位と書かれておりまして、10mメッシュ（格子）で示されていると思うのですけれども、いわゆるこれが一般的に津波の高さという認識でよろしいでしょうか。

<神奈川県（河港課）>

そうですね。基準水位は、浸水深にプラスせき上げされたものなので、避難施設を考える上では最大津波高さと考えてよいと思つます。

<藤沢市（進行）>

ありがとうございます。すみませんでした。この後の質疑等も踏まえて、円滑に進めるために、根幹となるご質問をこちらのほうから二点ほどさせていただきます。

それでは、質疑応答とさせていただきます。皆様から質問をいただきたいと思つます。丁寧にご説明をしたいと思つております。時間が11時30分までという限られた時間ではありますが、挙手の上で、できればお名前を言っていただきまして、簡潔にご質問いただければと思つます。それでは、ご質問のある方、お願いいたします。

<市民A>

西浜町内会の〇〇と申します。

今日の説明を聞いていましてですね、はっきり言えば、1年以上に前にやらなきゃいけなかったことを今やっているような状況と感じています。

県と市が口裏合わせして、先日我々が県に行って聞いたのは何のためだったのか。まるっきり言葉が違っているじゃないか。

そのあたり、今までもいろいろ質問したり、こういうことが欲しいと言って、日影規制だとか出してくれっていても出さない。どういうことだ。我々は細かなこと、さっき聞いた県の話の方程式の方法、何にもわかんないよ。正直言って、素人だから、何を言っているのかわからない。これ当てはめたら、結果はこうなりますというだけの話であって、そのプロセスも何にも理解できないよ。これでもって説明したってことでいいのかよ。素人だよ。我々住民が肌で感じている部分は、テレビで見たのと、新聞、ラジオの報道記事なわけだ。それに対して不安感をもっているのに対して、なんだこの方程式出してきて、わかるのは当たり前だという。今まで何にも説明してこなかったじゃないか。

我々が言っているのは、一つ一つ事象というのはいろいろある。藤沢市の対応自体、住民を馬鹿にしていることをいい加減にしろと言いたい。住民をまるっきり外に置いているじゃないか、何の質問にも答えない、何の会話もない、このことについて怒っているのだよ。

一つ一つこうなってこうなっています。方程式をパパッと出され、こういう問題じゃないのだよ。我々は素人で、給料だって自分で稼いでいるのだよ、あんた方みたいに税金でもらっているのと違うのだよ。それが一生懸命になっているのになんだ口裏合わせて。そんなこと言ってないって。冗談じゃないって。何のために県庁まで行ったんだよ。それでいろいろ考えながらやっている。それに対して日影規制図も出さなければ会話も何にもない、それで今になってこんなことやっている。はっきり言って1年半遅れだよ、最初から何でこういうことをやらなかったのだよ。住民との対話が何にもなかったじゃないか。

はっきり言ったら6.5mに決めたときだって、それに対してどういう会話があったのか議事録見せてくれよ。何もやってないじゃないか。ただこう決まりましたからこうだって、要するに我々住民が不安に思っていることに何にも

答えてない。答える機会も作らなかったじゃないか。それで説明したって言うているけど、説明している部分があったら、全部録音しているはず…

<市民B>

すみません、ちょっとよろしいでしょうか。

片瀬2丁目の住民なんですけど、一方的にその話…（一部聞き取り不能）まったく理解できない。避難地域に指定されているところで、なぜ早く造ってもらわないのという…

<藤沢市（進行）>

すみません。今質疑応答というところでご意見をいただいているところです。ご質問として、これまでの藤沢市が行ってきた事業についての説明をということでお答えをさせていただければよろしいですか。

これまで、藤沢市がやってきた対応という説明をすればよろしいですか。

<市民A>

よい。説明が何もなかったもので…

<藤沢市（進行）>

ではその点につきまして、これまで藤沢市がやってきたところの、何をやってきたのだというご質問があったので、そのご回答をさせていただきます。お願いいたします。

<藤沢市（防災政策課）>

今画面にもありますが、回覧、もしくはお知らせビラで皆様に周知させていただいております。

当時、コロナ禍の状況もありましたので、片瀬地区西浜町内会の方には、市が用地を買う計画について都度文書で周知しています。この間には、市へ津波避難施設として用地を売る方が他にいないか、この地区の津波避難施設設置における市の考え方、市民からの意見の募集などを、お知らせビラで周知し、併せて西浜町内会長を含めた町内会役員に相談させていただいております。

詳しくは、用地については、相談をさせていただいているお1人しかいらっしゃいませんでしたので、まず西浜町内会に、ここを計画地として進めていきたいというご相談をさせていただき、この了承を得たところで、藤沢市議会にも報告をし、予算をつけて市が購入をしております。

また、購入した後に、皆さんのほうにもお知らせで周知しました。さらにこれまで計画していた下藤が谷ポンプ場と現計画の避難施設について、市では、計画地のほうをまず先行しまして、避難想定する730人（その当時は760人）全員が避難できるような施設を造りたいということを周知しています。この中で計画を進めていくということで、その次にお知らせビラの中で、皆様にご意見を聞いております。このご意見に関しても数十件のご意見をいただきました。このご意見を含めまして、まず、第1回、第2回の説明会の中で、このご意見のご紹介をさせていただいています。さらに、説明会で質問、もしくはご意見をいただきました。これらのご意見に関しまして、西浜町内会として10項目の意見としてまとめ、藤沢市に要望書としていただいております。

この要望書については、市の考え方として、第3回説明会の中で説明し、さらに、第3回の中では、基準水位というものがわからないということで、神奈川県に説明をしていただいております。また、この津波に関しましては、神奈川県の方で、津波災害警戒区域の指定をした際に、令和3年度に片瀬地区、辻堂地区、鶴沼地区、地区全体としても説明をしております。

次に、第4回説明会では、市の考え方と、皆様のご意見の結論をご報告させていただきます。

また何も答えてないというお話ですが、質問をいただいている中で、今も答えているように、一つ一つ説明をいただいたものには、答えを出させていただいております。

第4回以降は、第5回、第6回と説明をさせていただいているのですが、なかなかご意見が合わないということもあり、先ほど難しい数字等ということもありましたが、こういう形で計算をしていることを説明させていただきました。数式を理解しろということではございません。法律のもと国の指針に基づき県のほうが数字を出しているものです。この数字については全国共通でございます。

また、算出した数字は、さらに一度国で検算を行い、正しいかどうかも確認した上で、いわゆる全国的に同じ考えを持って数字を出している状況になります。このことについて何回もご説明をしておりますが、なかなか私どもの意見と皆さんの意見とが合わない、もしくは県に行った話が違うということもありましたので、今回そのあたりも含めて、神奈川県にも来ていただき説明をさせていただいているという状況になります。以上でございます。

<市民B>

よくわかりました。

ということは、何度も市のほうは説明をしているということですね。

<藤沢市（進行）>

すみません。順番にこちらのほうで進行させていただきます。

今ですねご質問がありまして、市のほうで回答をさせていただきました。さらにですね、それに対してご質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。

<市民B>

お願いします。片瀬2丁目の〇〇です。あまりにもひどい話みたいだったので。私が住んでいるところは、片瀬2丁目でも高台のところに住んでいます。

3. 11のときは、すごくいっぱいうちのほうへ避難してきました。

うちでは避難する人のためにいろんな備蓄品とか個人でちゃんと全部用意して、いつでも受け入れできるような体制をしているし、市がこの施設造るのなら早く造ってもらいたい。こういう意見出なかったのでしょうか。早く造ってくれてというような意見。すごく疑問なのですが。地元説明会で、そういう話が出ないのか全く理解できない。出なかったのでしょうか。今までそういう早く造ってくれてというご意見は。

<藤沢市（進行）>

それでは、市のほうから回答をお願いします。

<藤沢市（防災政策課）>

早期に造ってくれということ、皆さん共通した意見としてございます。高さの考え方の中でなかなかマッチングはしないところがございます。ただ、市の考え方に関して理解をしていただいている方もおり、また発言もいただいているところでもあります。

なお、市の考え方に関しましては、近隣の小・中学校や隣接する町内会、片瀬地区自主防災協議会、自治町内会連絡協議会にも説明し、賛同いただいているところでございます。

<藤沢市（進行）>

それでは、これまでの市の対応や、これまでやってきた内容等々をご説明させていただいて、ご質問をいただいておりますけれども、それ以外にご意見ある方、ご質問ある方お願いいたします。

<市民C>

片瀬3丁目の当該地区に住んでいる〇〇と申します。私は違う視点から二点質問があります。

今回の避難施設等の500m以内に2ヶ所、一つは白百合の小学校、一つは白百合の幼稚園で、地続きで二つの施設があります。そこは10mと11.4mで、今回は7mちょっと。なんでこの7.05mがよいのかというようなことについて、住民の一人として、私は納得できる説明を受けていません。何でそうなのかと、比較検討して、なんでそれでいいのかと、それについての返答をきちっとしてください。それが一つ。

もう一つは、7月26日に住民説明会をやって、そのときに私は参加していましたが、一部の人達だけが反対しているのでしょうかという発言を市の側の誰かがしていました。その後住民は、反対している人が多いので、自然発生的に反対の署名を集めるようになり、10月の段階で284名集まったと。284名というのはですね、一部じゃないのですよ。それが一部って言えますか。皆さんは284名にもなってですね、これをほっとけないという形で、姑息な動きをした。それをどう説明できるか、説明してください。

<藤沢市（進行）>

ありがとうございます。すいませんが、お話のあった姑息なことをしたとは
具体にはどういったことなのでしょう。

<市民C>

このあいだ、私は都合があって出られませんでしたけど、何でしたっけね。
総務常任委員会で、質問をして第三者の証明をどうのっていうことを、ある人
が言って皆さんに問いかけをしたみたいですけど、それを、重箱の話を突っつ
くような話で、そんなことを今話するべきではなくて、反対が284名あるの
に、それを要するに、押し潰すような形で皆さんがそういう会議で、その声を
消してしまった。僕が聞いた話だけど、多勢に無勢で、傍聴者はもちろん発言
すればつまみ出されますから、圧倒的に市が優勢な形の中で、そういう説明会
をやったと。それが姑息なのですよ。どうなのですか。

<藤沢市（進行）>

今要約しますと姑息なことというのは・・・。

<市民C>

いや、よい。言葉はよい。姑息なんかどうでもよい。そういうやり方が駄目
だと言っている。

<藤沢市（進行）>

陳情を出されたことが駄目ということですか。

<市民C>

陳情を出した人も私からすると、ピントがずれている。280人の反対があ
って、それを押し潰すような形で常任委員会で進めたということが姑息だっ
て言っている。大多数の人が反対している。姑息については取り下げる。

<藤沢市（進行）>

すいません。そうしましたら今の部分は置いていただいて、今おっしゃって
いるのは284名の反対があったということと、あとは今計画をしている所か

ら500m以内2ヶ所ほかにあると、2ヶ所に関しては10mと11.4mの高さがあるけれどもここは7mになっている、違いの説明をまずは回答いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

<藤沢市（防災政策課）>

先ほど説明がないという話でしたが、湘南白百合学園の関係に関しましては、何度も質問され説明もしているところです。この説明の中では、まず一つ、市と関係ない報道関係の記者発表の資料にもありますが、湘南白百合幼稚舎11.4mは屋上階での高さで、津波の避難施設としては3階8mで800人、屋上階11.4m600人で指定されております。西浜町内会で発行されている津波避難マニュアルにも掲載されており、皆様も承知されていると思います。先ほど小学校のこともありましたので、小学校のことをお話ししますと、小学校の部分に関しましては3階部分。いわゆる地盤高で言いますと7.5m。先ほどの我々の7.05mと近いところになります。なお、この白百合学園幼稚舎と計画地に関しましては、浸水深が一番高いところで4.9m。いわゆる我々のほうで基準水位として3.4mあります。こちらは浸水深の場合なのですが、浸水深で4.9mあります。すなわち4.9mから8mで3.1mの余裕高を持っている。計画している避難施設のほうが余裕高3.65mで計画していることから、若干ですが計画地のほうが高い水準で考えていることになりますので、数字だけの比較になりますと、一番高いところで11.4mですけど、先ほど言ったように幼稚舎に関しては8m。こちらのところも避難所になっているので同じ状況。なおかつ、こちらは学校ですので、建物として造っておりますので、3階、屋上部分での計画ですので、決して我々の計画とずれているものではないと思います。

また、284名の署名に関しまして。こちらに関しましても、11月28日の市長陳情に添付されておりました、我々も拝見しております。このところでも文書が、湘南白百合幼稚舎11.4mで、計画している施設が7.05mのため公平、公正に適していないというような言葉を入れて、10m以上の建物を要求する。というような署名で回っているような状態です。まずこの地域に関しては10m以上の建物は建てられませんし、そういう中で、署名として書いているので、市としては、皆さんがなるべく高いものを望んでいるとい

う解釈で受けさせていただいています。その中で我々としては、津波の最大の高さ3.4mよりも、更に余裕高として倍以上の3.65m高さを上げ安心安全を図っていますので、それで我々としては計画を進めさせていただくというところで考えているところでございます。

また、先ほどの姑息なというような…

<市民C>

取り消すと言ったでしょう。

<藤沢市（防災政策課）>

ではよろしいですか。ではそれでよろしく願いいたします。

<藤沢市（進行）>

ありがとうございます。

すいません。ちょっと時間も限られていますので、他にご質問ある方、そこから順にですね、質問をいただいてご回答いただきたいと思います。では質問のある方。

<市民D>

片瀬海岸3丁目の関係する地域に住んでいる者ですけれども、今言われた問題っていうのは、幼稚園の11.4mが、浸水の際は4.9mになる。ここは3.4mなので1.5m差があります。ということは、同じ高さ基準で言うと10mぐらいが適当じゃないかと住民は思っている。建築基準法は、僕の理解では10m未満だと思うんですけど、その理解で合っているかどうか。ただし日影は別として。なので、そこに対して3m差があるけど、まず自分たちの命を考えると不安になるというのが、住民達の考えじゃないかな。

もちろん、できるだけ早くで造ってほしいのは、皆さんもそのとおりだとは思いますが、地震というのはシミュレーションよりも、歴史的にどこまで本当に過去津波があったかという情報のほうが重要であって、70年後とか、800年ごとに大きい津波が来ると書いてあり、そういうことを考えて国がシミュレーションしているから正しいと思っていたら、原発が壊れちゃうこともあ

る。僕は歴史的にボーリングしてここまで津波があったというデータのほうが信用できるんじゃないかなと思います。

いくつか言ったと思うんですけど、高さに関しての住民の不安は、そういうところからそういう数字出てくるんじゃないかなと、確かにあの幼稚園の3階の高さは8mなのだけど、その時にそうなったら、皆さん屋上に行くと思う。だけど、もしこちらの場所だと、ぎゅうぎゅうになっても流されちゃう高さなので、不安になっているというのが、住民の心の声として出ているんじゃないか。

建築基準法も、僕の理解では日影制限がなければ9.9mまでいけると思うんですけど、少しでも高く造れないのかというようなものです。それで災害用のものを置いたとしても、津波が来たらそれ全部流されちゃうから、前回僕の理解ではその倉庫があるから、そういう日影制限の議論が出るのだと、それぞれの施設がなければ高さ制限は別になる。だからプランAとプランBで住民としてはどっちがいいのですかっていうのを示したらよいのではないかというのが、そのときの議論になったと思います。

前回、どっかの会議室で本当に地域に近いところの人達だけ呼んで、議論がされたと思うのだけど、その経緯も、今回こういうような話がありましたというのが最初になかったので、議論の中で、出席しているのもあるし、していないのもあるんだけど、それが積み上がっていく形じゃなく、市がこういう計画だから皆さんいいですよっていうような形で進んでいるから不安不信感が出てくるんじゃないかなと。

そこが住民との会話がキャッチボールできてないというふうに捉えられているんじゃないかなと。

<藤沢市（進行）>

ありがとうございます。

今のご質問をまとめさせていただきますと、まずは建築基準法上10m未満という認識で合っているかというご質問が一つと、あとは高さですね。白百合との高さについては先ほどご説明をしたのですけれども、もう一度その違いについてご説明をしますか。

<市民D>

僕が言ったことはわかりましたか。まずシミュレーション上は幼稚園のときは4.9mですと言われたと思います。ここは3.4mだと言われたので、1.5m差があります。白百合（幼稚舎）の屋上は11.4m。それを1.5m引くと9.9mがいわゆる同じレベルなのだけれども、住民としては9.9mにしてほしいというのが期待があって、こうやって民間の施設がいろいろ自分でお金をかけてしているということは、何か理由があるのだろうと思うけど、3階の床の高さじゃなく屋上のね。それがなんていうか住民の声として、10mという9.9mでもいいのですけど、出ているんじゃないかなと。それに対して建築基準法の高さ絶対高さが9.9mじゃないかということが合っているかどうか。

あと、前回地域の近隣の方、建物の説明会というような切り口で近くの方に説明をされたときに、避難場所、避難用の建物がなければ日影制限は関係ないのだけれども、備蓄するものを入れるので、日影制限というのが関係するのです。というお話になっていたと思う。合っていますか。

<藤沢市（進行）>

ありがとうございます。

そうしましたら、まずはですね、建築基準法上の高さのご説明と、あとはその数字の違いですね。白百合と本計画地の数値の違いですね。

あとは、避難施設であれば建築基準法以外になるのではないかというご質問だと思います。

この点についてご回答お願いいたします。

<藤沢市（公共建築課）>

まず建築基準法上の規制でございますけれども、皆さんご存知のところと思いますが、第一種低層住居専用地域というエリアでございますので、そこにおける高さとしては絶対高さとして10m未満ですね。これが最大限の高さという規制になっています。

ただ、ご質問いただいている中で、日影規制は除くけれどとおっしゃっていたので、余計な話かもしれませんが、どんな建物でも必ず建てられると

いうとそういうわけではありません。日影規制という規制は、かなり強力な規制なので、これで規制される場合は多々ございます。このことは申し添えさせていただきます。

<藤沢市（防災政策課）>

今のところを踏まえての話なんですけれども、先ほど、歴史的なところということもありましたので、そのことから説明させていただきます。先ほども言われたとおり、数百年単位で今までは考えられていたと。しかし、3.11の東日本大震災以降、想定外をなくす考えから、2,000年3,000年もしくはそれ以上の範囲で、地層や、今までの歴史書等、全て含めて考えなければならないということで、法がまず変わっております。この法の中で、今回西側モデル（相模トラフ沿いの海溝型地震）に関しましても、2,000年から3,000年もしくはそれ以上の発生間隔なんですけれども、それを藤沢市としては取り入れているという状況になります。

先ほど、白百合学園幼稚舎の関係から、9.9mの高さというお話がありました。市のほうとしては、計画ですので、3階と屋上部分に関しては、先ほどもお話ししましたように、白百合学園は学校ですので、3階部分も含めまして、3階と屋上を利用できるということで、8mとして考えているところでございます。

今言っているように、市民の不安の声というのは、我々も先ほどもお話ししましたように認識しております。皆さんのほうとしては、高くできるのなら、高くしたほうがよい、ということも含めています。その中で藤沢市としては、なるべく高くしたいということで、先ほど資料2-1でもお話ししたように、法律的には3.4m以上であればよいところを、そこに漂流物の考慮をしたうえで、さらにそれよりも高くしていくため、想定する避難者全員（730人）が登れる面積の最大の高さ。先ほど言ったように、日影規制がありますと、高くすると高くするほど面積が小さくなってきます。そうしますと、人数が減ってきます。仮に9.5mとかになりますと、最上階に避難できる人数は約371名になってしまい、ですので、藤沢市としましては、全員の安全が守れるところ、なおかつ、その中で最大の限の高さで、皆さんのほうで安心安全を図れる高さに計画しています。これ以上高くすることは、論理的なところから考えま

しても、なかなか根拠がつけられない状況でございますので、我々としては最大限の数字で考えているというような考えでございます。

それから、先ほどおそらく工作物ということでお話をされたと思います。これは、11月21日に、建築基準法における48条の申請としまして、ここが第一種低層住居専用地域になりますので、住居が根本的なものになります。これに関して、津波避難施設を造るということはないんですね。ですので、そこに関して許可を取らないといけないということで、その部分に関しての公聴会（建築指導課が主催）というものをさせていただいたときに、その意見が出されたと思います。ですので、我々としては詳しい発言はさせていただかなかったんですけれども、日影規制の控除の部分に関しましては、工作物であれば高さ制限が控除される場所がございます。ただ、先ほども説明させていただいたように、ここに来るまでの経過がございまして、トイレを造りたい、もしくは倉庫を造りたい、もしくは中間層にも避難できる場所を造りたいということを要望の中でいただいております。その要望の中で計画をし、我々のほうとしては答えているところがございますので、倉庫、トイレなどがあれば、当然建物となるので、建物としての計画で考えているという状況になります。

また、仮に工作物とさせていただいても、藤沢市として、高さに関しましてはやはり同じ考えを持ちますので、3.4mの高さをどれくらいまで上げるかに関しては、無限に上げられるわけではなく、国の基準がありまして、国土交通省の港湾局「避難施設のガイドライン」から、余裕高は浸水深から2m～4mの中で考えなさいとあります。この基準に基づいてお話しすると、3.2m～4mになりますので、そこでの計画をするのであれば、今の計画のほうの方がよいということの中で、こちらの工作物と建物ということも、今までの経過も含めて、現計画で進めていくという形で結論をつけて進めているところでございます。

<藤沢市（進行）>

ありがとうございます。

申し訳ありません。先ほども申し上げたのですけれども、時間も限られていますので、他のご質問ある方を優先させていただきたいと思っております。

<市民D>

確認ですが、最後言われたのが、3.4mとあって、国の基準として補助金が出るかどうかわかんないけど、プラス4m以上のものを造っちゃいけないよってというような雰囲気ガイドラインがあるというような理解で合っていますかね。

<藤沢市（防災政策課）>

いけないというものではありません。市では計画をもって造ります。その参考文献として、国土交通省のマニュアルにある、2mから4mの余裕高に基づき計画をしております。

<市民D>

プラス4mをしたら、7m強だから、そこに合わせたというようなイメージですかね。国の基準の最大限というのが市としての回答ということですね。

<藤沢市（進行）>

すいません。では次、お願いいたします。

<市民E>

片瀬海岸3丁目の〇〇と申します。今まで何度も説明会を聞かせていただいているのですがいいですか。すいません。

なんか無力感にとらわれているのですが、住民の意見が一つも反映されない。

それはそれとして、今お聞きした白百合の話で、私としては妥協をせざるを得ないということからして、今の計画を認める代わりに、そこに屋根を造っていただくことはできないのでしょうか。白百合の3階が避難所で、その屋上が更についているという、今ご説明あったので、それと同じ形にしてですね、日影規制にかからないように南側3分の2でいいですから、そこに屋根をつけて、屋根の上に当然ながらソーラーパネルなどを置いて、いざというときの電源にもなるので、そのソーラーパネルなどの維持管理メンテナンスのためには、屋上に上がる階段も必要ですから、そういうのも含めて屋根をつける。こ

れ、私としてはかなり譲歩しているんですけど、そういうことは可能じゃないでしょうか。

<藤沢市（進行）>

ご質問にありました、この施設に屋根をつけることは可能かどうかというところのご回答お願いいたします。

<藤沢市（防災政策課）>

この屋根に関しましても、第1回、第2回説明会の中でご意見がありました。屋根もしくは太陽光パネルについてご意見があったと思います。市ではこのことについて、第3回説明会の中で説明をさせていただいているのですが、屋根をつけますと屋根の高さが建築の高さになってしまいます。ですので、屋根が7.05mの高さになりますと、避難床がさらに低くなります。そのことを説明させていただいた中で…

<市民E>

7mの上に屋根を造る。9.9mでもいいですよ。

<藤沢市（防災政策課）>

屋根の高さを上げますと、屋根の高さが日影規制の高さになってしまいます。ですので、そうすると面積が小さくなってしまいます。

<市民D>

全部ではなく、半分だけ造る。日影が影響しないように。

<藤沢市（公共建築課）>

屋根掛けるとですね…。

<市民E>

住居だって屋根のところは7mよりも高いじゃないか。10mいかなければ。私の言っていることをちっとも理解してない。

<藤沢市（進行）>

今答えますので、聞いていただいてもいいですか。

<藤沢市（公共建築課）>

まず屋根を掛けますと階数が3階建てになります。今計画しているものは、屋上に何も屋根がないことから、階数としては2階建てになります。それに対して屋上階に屋根を掛けますと、これは3階になります。

日影規制の対象になる建物は、今回の用途地域だと二つパターンがございます。一つ目は、今論点になっている軒の高さというものが7mを超えるか超えないか。というところがまず一つございます。もう一つは、3階以上の建物というものが規制の対象になってまいります。なので、屋根をかけた段階で、日影の規制は対象になります。

さらに日影規制については、先ほどご覧いただいたとおり、かなりギリギリなところがあります。その中で、日影の影響のないところを見出して、極小に屋根を掛けるっていうのは、日影規制上としてはあり得るかもわかりませんが、果たしてそれでどれほどの効果があるのかというのは懐疑的なところがあるかと思われまます。またですね、階数が3階の鉄骨造の場合、鉄骨がむき出しではできなくなります。これは耐火被覆という火に強い物にしなくてはならなくなってしまうので、計画を一から見直す必要が出てまいります。

なので、冒頭に申し上げたスケジュールも全部崩れるというように私どもは認識しておりますので、そのデメリットを負って、部分的に屋根を掛けるというのが、果たしてどれほどの意義があるのかというのが、非常に懐疑的なのかなと思っております。

<藤沢市（進行）>

申し訳ありません。時間を迎えてましてですね、今ご説明いただいたところ、私もはっきりどうなのかというのがわからない部分もあります。こういった部分、個別にですね、当然これまでもしてまいりましたが、お答えをしたいと思います。

大変申し訳ないですが、最後の質問意見とさせていただいて、これまでまだ質問されてない方でよろしいでしょうか。

<市民F>

町内会の〇〇と申します。

確認をさせてほしいのですが、最初に県のほうに、基準水位について質問されました。実は町内会の役員レベルで、その基準水位についての認識がバラバラになっております。

一つは、いろいろご説明をいただいたとおり、津波の高さには、浮遊物や跳ね返り、そういったものを含めた高さ。

もう一つはですね、津波の高さが、3.4mで収まるはずがないということで、先ほどどなたかがご説明されていましたが、県に行って確かめたと。そこで出た答えがですね、こんなことは、にわかには信じられないのですが、水溜まりの深さだと県から説明を受けたということで、それはないのじゃないかなと思っていましたが、先ほど冒頭で質問されて、そんなことはないというお答えがあって安心しているのですが、そういうことで間違いないわけですね。決して水溜りじゃないということですね。以上です。

<藤沢市（進行）>

はい、ありがとうございます。

先ほど、私のほうから神奈川県にご質問させていただき、共通の認識をする中では、水溜りではないというところは確認ができているところだと思っております。重複の回答になりますことから、あと一人だけ、次のご質問にいかせていただきます。

<市民G>

片瀬海岸3丁目の〇〇と申します。

簡単に伝えると、前回も確認したのですが、730人が乗るために広いところを取る。その分低い。私の意見は、730人低いところにいたために全員が流されてしまったらどうなるのだというのをお伝えしていました。皆様も同じ考えだと思いますけども、半分でも生き残ってよかった、それは高さがあっ

たから半分でも生き残った人がいた。けども、市は流される可能性があっても730人を選択されたという考えでよろしいでしょうか？

あともう一点、防災倉庫が実際に造られたら、強盗窃盗が蔓延している日本ですから、必ず防犯のための防犯カメラ、それか正常な鍵の開け方でなかったらランプとか警報がつくとか、そういう備蓄品が盗まれないような対策もお願いしたいと思います。

<藤沢市（進行）>

ありがとうございます。

まずは避難人数730人に関してのご質問と、あとは倉庫に関しての防犯面でのご質問になっております。お願いいたします。

<藤沢市（防災政策課）>

市は、全員を助けるために、一番高いところで計画しております。ですので、今お話しされたように、7.05mの高さ以上に来るということはなく、最大が3.4mになります。その部分が我々のほうの基本となります。ですので、3.4mよりさらになるべく最大限高くして、730人が安心をもてるように考えて、設計をしているところでございます。

<市民G>

それ以上の高さの津波が来たら、想定外ということですね。

<藤沢市（防災政策課）>

3.11東日本大震災の災害があったことから、想定外をなくすために、これは3.4mという数字が出ているんですね。先ほどもお話ししたように、何十年何百年ではなく、何千年という範囲の中で最大に起きる一番高い高さ。これが3.4mとして出ていますので、これを基本にして考えております。

なお、これから起こり得るとい南海トラフ等に関しましては、当然これよりも低いですので、なお安全が図れるということの中で、安全は基本的に捉えている。その中で、最大に安心が図れる7.05mという考えでございます。

<藤沢市（公共建築課）>

もう一つ質問がございました防犯という話でございますが、計画の絵を説明するときに、常時使わない施設というように申し上げましたけれども、ご心配されるとおり、当然人が勝手に入る等が想定されるところでございますので、防犯カメラ等を設置する計画で進めているところでございます。以上でございます。

<藤沢市（進行）>

ありがとうございます。

時間も過ぎてしまいました。進行が遅れ、延長してしまっただけですけれどもこれをもちまして、第7回の説明会を終了させていただきたいと思います。個別にある方は言うただければと思いますので、こちらで終了させていただきたいと思います。皆様、本日はありがとうございました。

閉会